

記 入 例

霧島市長 殿 **※記入が必要なところは** **で表記しています**返礼品を製造している者 霧島ふるさと菓子店

返礼品を構成している商品名（地場産品3号が該当）
 ※返礼品に複数の地場産品3号の商品が入っている場合は、商品ごとに証明が必要
 例) 返礼品名 霧島のお菓子3種セット
 内容商品 サブレ・クッキー・タルト
 提出証明 サブレ、クッキー、タルトごとに証明を提出

サブレ については、霧島市の区域内における工程により、当該返礼品等の価値の70%が生じていることを証明します。

総務大臣が定める方法(A-B)／A、または他の方法にて算出した割合

上記については、以下の算出方法（該当する算出方法に□）により算出しています。

□ 総務大臣が定める標準的な算出方法

※標準的な算出方法における算出基礎は以下のとおり。

A : 当該地方団体による返礼品等の調達費用

1,000 円

B : 当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

300 円

区域外で生じた費用の主な内容（原材料や工程など）

小麦、バター

]

□ その他の算出方法

※その他の算出方法とする理由及びその算出方法の詳細は以下のとおり。

◎本証明の該当する返礼品名または番号

A-001 霧島のお菓子3種セット
 B-020 霧島サブレ2種セット

異なる返礼品でも、内容を構成する商品（内容や容量、価格）が同じであれば、まとめて記入することができます。

また、当該返礼品等の製造・加工地^{※1}は 霧島市 であり、一般販売価格は 1,000 円です^{※2}。

返礼品を構成している商品名は同じでも内容や容量の違いにより価格が異なる場合は、その価格ごとに証明が必要となります。